

ねこの適正飼養ガイドライン

山 梨 県

はじめに

山梨県では、人と動物が調和し共生する社会の実現を目指して、平成15年4月1日に「山梨県動物の愛護及び管理に関する条例(以下「県条例」という。)」を施行し、平成20年3月には、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的かつ効率的に推進するため「山梨県動物愛護管理推進計画」を策定しました。

県条例では、ねこの飼い主が守るべきこととして、遺棄しないこと、公園や道路等公共の場所や他人の土地、建物等を汚損又はき損しないよう努めること、屋内飼養に努めることなどが定められています。

平成21年度に県などに寄せられた動物に関する苦情は2,217件にのぼり、そのうち1,135件と半分以上がねこに関する苦情でした。

主なものは、飼い主のいないねこの繁殖やふん尿や悪臭、自宅敷地内への侵入、エサやりなど、ねこが増えて困っているという相談や苦情が多く寄せられています。

また、県では平成21年度に、飼い主等から引取りを求められた犬やねこ2,047匹を処分していますが、その約78%をねこが占めています。特に子ねこが占める割合は多く、全処分数の約60%(ねこの処分数の約77%)となっています。

こうした問題の多くは、不妊・去勢手術をせずに無計画にねこを繁殖させ、飼いきれなくなった子ねこを捨ててしまうなど、飼い主の不適正なねこの飼養方法によるものですが、飼い主のいないねこへの無責任なエサやりも原因の一つとなっています。

山梨県では、ねこに関わる問題を解決するための基本的なルールを示し、家庭や地域でねこを飼養する際の参考にしていただくために「ねこの適正飼養ガイドライン」を作成しました。

目 次

人とねことの関わり4
ねこの定義4
基本的な考え方4
ねこを飼おうと思っている方へ5
ねこを飼っている方へ5
ねこを迷惑に思っている方へ7
ねこを助けたいと考えている方へ8
地域ねこ活動とは10

【人とねことの間わり】

ねこは古代エジプトにおいてリビアヤマネコを家畜化したものとされており、穀物をネズミなどから守る目的で飼養されたと考えられています。

日本にねこが移入してきたのは、奈良時代と言われており、中国から貴重な教典を輸入する際、ネズミから教典を守るために一緒に連れてこられたという説が有力で、平安時代までねこは貴族階級で大変珍重されていたようです。

明治時代に入ると、ペストが流行したこと、ペスト菌を運ぶネズミを退治するためねこを飼うことが当時の政府により推奨され、日本国内でのねこの飼養数は増大しました。

このように、ねこは昔からネズミを捕まえるために人に飼養されており、家の中も外も自由に動き回れるのが一般的でした。外を自由に歩き回るねこが、家の外で繁殖することによって野良ねこが増えていきました。

しかし、現在では、ねこをネズミ捕りのために飼うことは少なく、多くの方は家族の一員として生活を共にしています。ネズミを捕るという理由がない以上、ねこを外に出す理由もありません。

【ねこの定義】

飼いねこ …… 飼い主が明確で、飼い主からエサをもらって生活しているねこ。

室内のみで飼養されているねこの他、室外への出入りが自由な状態で飼養されているねこも含まれます。

飼い主のいないねこ(野良ねこ) …… 特定の飼い主がなく、地域に住みついているねこ。

地域ねこ …… 地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいないねこ。その地域のルールに基づいて、エサやりやふん尿の管理、不妊・去勢手術の徹底、周辺美化など適切に飼養管理し、一代限りの生を全うさせるねこを指します。地域における飼い主のいないねこを減らし、ねこに関する問題を減らす方法として現在広まっている飼養形態の一つです。

【基本的な考え方】

- 1 ねこを排除するのではなく、命あるものとして取り組むこと。
- 2 飼い主のいないねこの数を減らしていくために取り組むこと。
- 3 ねこの問題を地域の問題として住民が主体的に取り組むこと。
- 4 ねこの飼い主は飼いねこを適正飼養することが前提であること。
- 5 ねこが好きでない人やねこを飼っていない人の立場を尊重すること。

【ねこを飼おうと思っている方へ】

ねこを飼養するということは、ねこの一生について責任をもち、最後まで面倒を見ることです。

適正に飼養すれば、ねこは20年以上生きる動物です。20年の間には、進学や就職、結婚、出産、転職などにより自分自身をとりまく環境が大きく変わることがあります。環境の変化があった時にねこを飼養し続けることができますか？

ねこを適正に飼養するためには、エサ代だけでなく、ケガや病気の治療費、ワクチン接種、不妊・去勢手術の費用などの医療費がかかります。その費用を負担できますか？

また、ねこにはねこ独自の意志と感情があり、必ずしも飼い主の思い通りにはなりません。飼いねこがトラブルを起こした場合には、全て飼い主の責任となります。

ねこの生態や習性を理解し、最後まで責任を持って飼い続けることができるのか、飼養する前によく考えてください。

ねこの本能・習性

- ① 夜行性です。夜に活発に行動します。
- ② 年に2～3回の発情期があります。
- ③ 爪をとぎます。
- ④ 性質は気まぐれで、神経が繊細です。



【ねこを飼っている方へ】

飼い主のいないねこの問題を解決するためには、飼いねこが適正に飼養されていることが大切です。また、正しく飼養することで、ねこは健康で長生きすることができます。

1 室内飼養をする。

ねこを外に出さないと窮屈でかわいそうだと考えている方が多いですが、ねこは安心して過ごせる心地よい空間があれば、その広さは家の中ぐらいで問題ありません。上下運動ができるように家具の配置を工夫したり、人の目線より上にもくつろげるスペースを作ってあげることで、ねこは楽しく暮らすことができます。市販のキャットタワーなどを設置するのもよいでしょう。

また、ねこは狭いところを好むので、体がすっぽり入るカゴや段ボール箱、市販のハウスなどにタオルや毛布のような柔らかい布を敷いておくと良いでしょう。

病院に連れて行く時などにもストレスが少なく済むように、日頃からキャリーケースの中でおやつをあげるなどしてキャリーケースにも馴らしておきましょう。

爪とぎはねこの習性であり、やめさせることはできませんので、専用の爪とぎを用意しましょう。

爪とぎをされて困る場所には市販の爪とぎ防止シートを貼ったり、ねこの嫌がる臭いのスプレーをかけるなどしてみましょう。

ねこを外に出すことは、ねこを多くの危険にさらすこととなります。交通事故、ねこ同士のケンカによるケガ、感染症などが原因で死んでしまうことさえあるのです。また、外に出ている間は、縄張りを守るため、常に他のねこに注意を払わなければならない、ねこにとってはストレスが多い状況であるともいえます。

2 不妊・去勢手術をする。

望まない繁殖を防ぐため、不妊・去勢手術を行ってください。

生後6ヵ月ごろまでに手術をすることで、生殖器の病気や性ホルモンの影響による病気のリスクを低くし、発情に伴う鳴き声を減らすことができます。また、精神的にも安定して温和な性格になり、ストレスが減少します。オスねこの場合には、トイレ以外の場所での排尿(スプレー)行為が軽減され、飼いやすくなります。

※ **ねこの不妊・去勢手術の助成金制度を設けている市町村もありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。**

3 所有者明示をする。

名札や首輪に飼い主の連絡先を記入しておくことで、万が一、ねこが失踪してしまった場合にも、身元が分かり、飼い主の元に帰ることができます。

室内飼養をしても、何かの拍子に家から出てしまい、戻れなくなってしまうったり、災害によって飼い主と離ればなれになってしまうことも考えられます。

ねこの場合、首輪をつけていても木の枝などに引っかけて取れてしまうことがありますので、マイクロチップの埋込みをしておく、より安心です。

4 最後まで飼う。

ねこも家族の一員です。人間に飼われていたねこは野良ねことして生きていくことはできません。飼いはじめたからには、ねこの一生に責任を持たなければなりません。

どうしても飼い続けることができなくなってしまった場合には、必ず新しい飼い主を探してください。ねこを捨てることは動物の愛護及び管理に関する法律により禁止されており、違反すると50万円以下の罰金に処せられます。

【ねこを迷惑に思っている方へ】

ねこを迷惑だと思っている方には、色々な理由があると思います。

そうした理由の中でも多いのが、庭の草木にいたずらをされた、庭にふんをされた、ゴミ収集場所を荒らされた、発情期の鳴き声がうるさい、などではないでしょうか。

迷惑を受けた方の中には「ねこがいなくなればいい」、「ねこを捕まえて処分してほしい」と考える方もいるかもしれません。しかし、ねこが増える原因を解決せずに、ねこを捕まえて処分するだけでは、またすぐに元の状態に戻ってしまいます。

地域におけるねこの問題を解決するためには、ねこの習性や行動を理解して、ねこが増える原因を取り除くことが重要です。

ねこが好きな方も嫌いな方も、ねこに関心がない方も、地域の皆さんが自分たちの住んでいる地域の環境問題として、ねこの問題を考え、協力して取り組むことが大切です。

ねこによる被害防止対策

飼い主のいないねこの管理を適切に行い、数を減らすことができれば被害は少なくなります。今、現にある被害を減らす方法として、自宅敷地内に入ってこられないようにする方法を紹介します。なお、効果はねこにより個体差があります。

- ①市販のねこ忌避剤、食用酢、木酢液等をまくか、スポンジにしみこませたものを置く。
- ②ねこがゴミを荒らさないようにゴミにネットをかけるか収集場所をフェンスで囲う。
- ③ねこが入り込みそうな隙間に網を張る。
- ④ねこの通り道に侵入防止用のトゲ状マットや侵入防止装置(超音波装置)を置く。
- ⑤ねこの通り道や排泄場所に大きな石を置いて足下を不安定にする。
- ⑥ねこは水に濡れるのを嫌うので、地面に水をまいて濡らしておく。
- ⑦ハーブ、柑橘類の皮、唐辛子、コーヒーかす等、ねこが嫌う臭いのものを散布する。

※ねこ避けとして設置してあるペットボトルを見かけることがありますが、ペットボトルがレンズの役割をして太陽光線を集め、火災を発生させる危険性がありますので、設置場所には注意してください。

※ねこのエサに農薬や薬品などを混ぜたものを置くことは、動物の虐待になりますのでやめてください。動物の愛護及び管理に関する法律違反により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

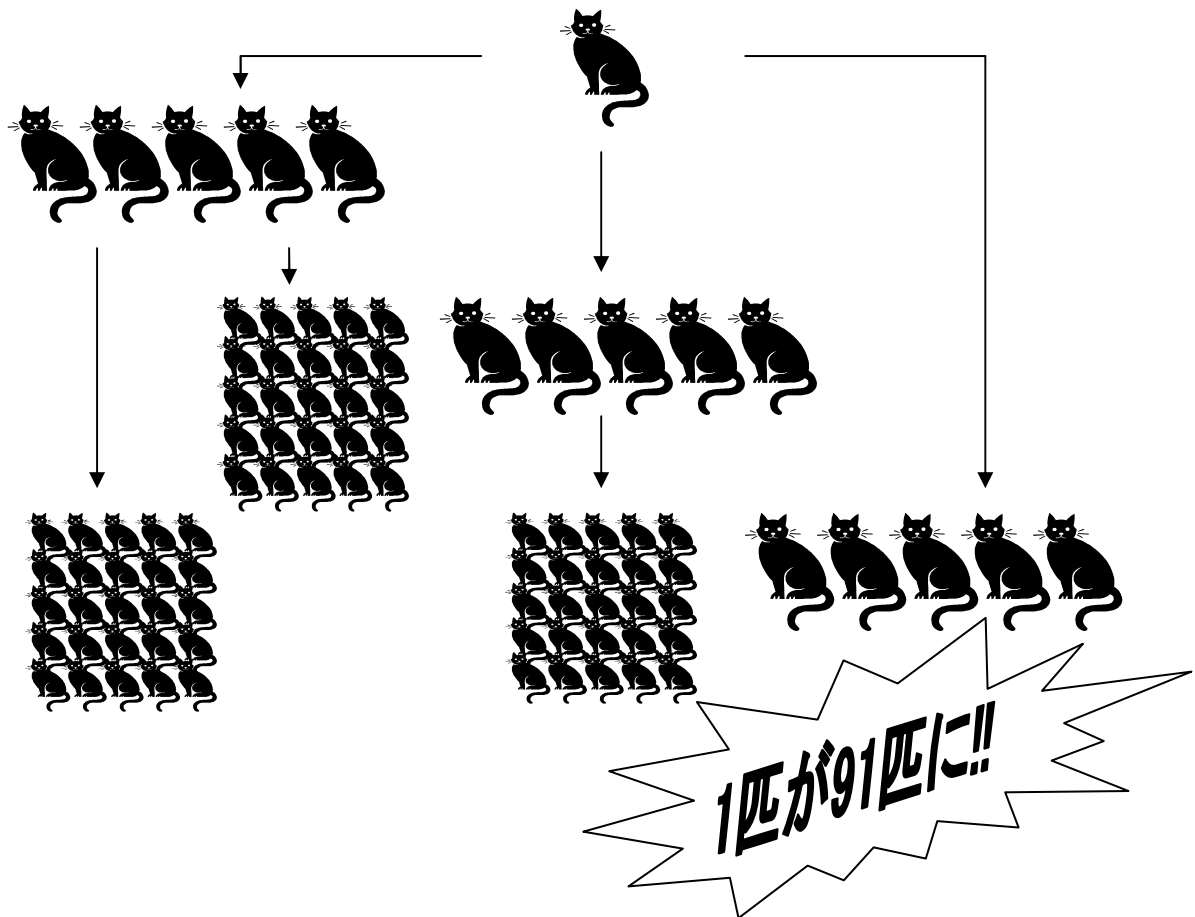
【ねこを助けたいと思っている方へ】

ねこを助けたいと思うのなら、まずあなたを含めて飼える人がいないか探してください。

ねこをかわいそうに思い、エサを与えようとする自体は悪いことではありませんが、エサを与えた後のことを考えてみてください。

エサを与え続ければ、ねこはその場所に居着いて繁殖し、増えていきます。ねこは生後5、6ヶ月頃から妊娠可能となり、1年に2～3回、1回に2～8匹の子ねこを生みます。1年に3回、1回に5匹の子ねこが産まれると計算した場合、1匹のねこから1年で91匹に増えます。

1匹のかわいそうな野良ねこを助けようとエサを与えることが、たくさんのかわいそうな野良ねこを増やすことにつながります。



ねこの数が増えるにつれ、地域でふん尿や発情期の鳴き声、ねこが敷地内に侵入していたずらをしたなどの問題も多くなり、ねこを迷惑に感じる方が増えていきます。

野良ねこは飼い主がいなくてもエサをもらえれば、一見幸せそうに見えるかもしれませんが、常に病気や交通事故の危険にさらされ、暑さ寒さにも耐えねばならず、厳しい環境で生きていくことを余儀なくされているのです。

また、これらのねこが生んだ子ねこの多くは、病気や事故で死んでしまうか、行政に引き取られ

処分されているのが現状です。山梨県では年間1,000匹以上の子ねこが処分されており、そのほとんどが飼い主のいないねこが生んだ子ねこです。

ねこのことを考えて始めたことでも、その結果が不幸なねこを増やすことにならないよう、またねこによる問題を起こさないようにするためにも地域の理解を得ながら、活動することが必要です。

ねこに関する苦情とその対策

- ① 敷地内への侵入、ふん尿、いたずら(庭・畑・ゴミ収集場所)
→ねこを外に出している限り、解決しません。室内飼養してください。
- ② におい
→ねこ独特のアンモニア臭が漂うことがあります。
常にトイレを清潔に保つことで防げます。多頭飼養の場合は、トイレの数を増やしましょう。オスねこがマーキングのためにする尿の臭いは、多くの場合、去勢手術により軽減することが可能です。
- ③ 鳴き声
→発情期のねこの鳴き声を予防する方法は不妊・去勢手術を行うことです。



【地域ねこ活動とは】

1 目的

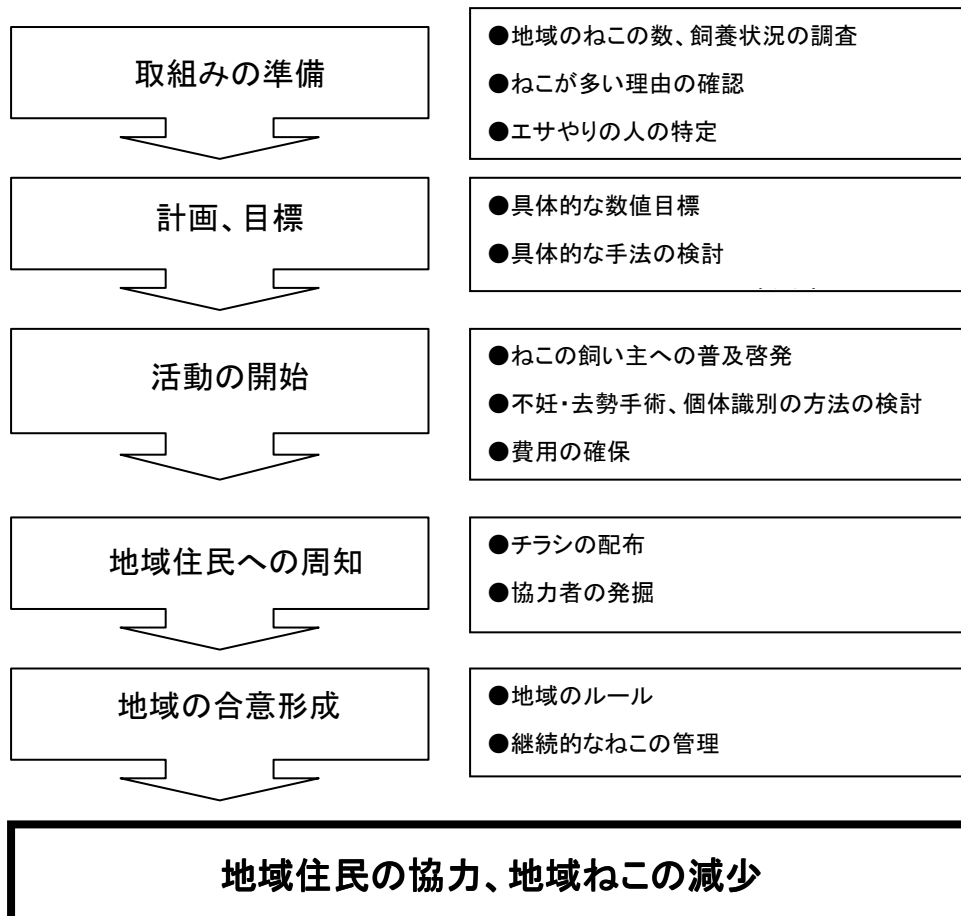
飼い主のいないねこを、地域の住民、ボランティア、獣医師、動物愛護推進員、市町村及び県が、本ガイドラインに沿って協働で適正に管理することにより、地域における飼い主のいないねこを減らすこと。飼い主のいないねこを適正に管理することにより、地域におけるねこに関する問題を減らすことができます。

2 地域ねこ活動の内容

地域ねこ活動は、将来的に飼い主のいないねこをなくすことを目的としています。ただし、実際に数が減るには何年もの時間を必要としますので、次の点に注意が必要です。

- ① ねこの問題ではなく、地域における環境問題として取り組むこと。
- ② 地域住民の理解と、自治会の合意を得て取り組むこと。
- ③ 地域の実情に合わせた対策とルール作りをすること。

3 地域ねこ活動の流れ



4 地域ねこ活動の例

(1) 役割

- ① ねこの世話をする人：適切なエサやりやふんの処理など、ねこの管理、不妊・去勢手術（またはグループ）の実施、個体識別管理を行い、活動に取り組む主体となります。
- ② ボランティア：飼い主のいないねこを減らすという目的に賛同し、募金活動やバザーなどに協力するほか、動物愛護に関するボランティア経験のある団体などに、地域住民の相談に応じてもらうなどの活動に協力してもらうと効果的です。
- ③ 獣医師：感染症対策のアドバイス、不妊・去勢手術の実施等を行います。
- ④ 動物愛護推進員：ねこの適正飼養や地域ねこの管理など地域住民の相談に応じ、助言をする他、必要な支援を行います。
- ⑤ 市町村・県：ねこの適正飼養ガイドラインの普及、適正飼養についての指導や情報提供、苦情対応、住民と関係者との連絡調整など地域の対策に沿って必要な支援を行います。

(2) 地域の合意

地域ねこ活動の実施には、地域住民の理解が必要であり、自治会としての合意が重要です。まずは、地域の人々に十分に活動の主旨を説明し、理解を得た上で行いましょう。地域で話し合いを行う場合は、実際に活動を行う方、自治会、ねこが苦手な方やねこの管理に反対する方にも同席してもらいましょう。

事前に関係者が集まり、地域の現状を確認した上で、どのような活動を行うか検討し、意思を統一してから活動を始めることが必要です。

(3) 活動のルール作り

活動に参加される方々で役割分担、ローテーションを決めて無理なく、活動が続けられるような体制を作ります。

問題が発生した場合に対処するため代表者を決め、連絡先などを明確にしておきます。苦情や意見があった場合には記録として残しておくことで役に立ちます。

地域ねこ活動を行うことが決まったら、ねこの世話をする人(グループ)、自治会及び地域住民が集まり説明会を開きます。

(4) エサやり

エサやり場、エサやりの時間を決めます。エサはねこが食べきれぬ量だけ与え、食べ終わるのを待って容器を回収し周辺の掃除をしましょう。エサを置いたまま放置すると、カラスが来たり、ハエやゴキブリなどの害虫発生や悪臭の原因となるので、絶対にやめましょう。

残飯を与えると、人間の食べ物の味を知ることによりゴミを漁るようになったり、ふん尿の悪臭を

誘発することがありますので、キャットフードを与えるようにしてください。

(5)トイレの設置

周辺住民の迷惑にならない場所にトイレを設置し、そこで排泄させるようにしましょう。

ねこが好みそうな物陰に、ねこのトイレ砂や柔らかい土などを入れたトイレ(発泡スチロール製の箱やプランターなどでも代用可)を設置します。協力者の家の敷地内が最も苦情が出ない場所でしょう。

排泄物は速やかに片付け、トイレは常に清潔を保ちます。また、定期的にパトロールを行い、トイレ以外の場所で排泄している場合にも速やかに清掃しましょう。トイレ以外の場所での排泄が多く見られる場合には、トイレの設置場所を再検討して下さい。

(6)不妊・去勢手術

地域ねこ活動に不妊・去勢手術は不可欠です。オス、メスともに性成熟する生後6ヶ月前までに手術を行うことが望まれます。

飼い主のいないねこの寿命は4～5年とされていますので、地域内にいる飼い主のいないねこ全てに不妊・去勢手術を行えば、だんだんと数が減っていくことになります。また、手術をすることで、性格がおとなしくなり、発情期の鳴き声やマーキングなども抑えることができます。

飼い主のいないねこの不妊・去勢手術は、ねこの捕獲が予定どおりにいかないことや、飼いねこと違い非常に興奮して暴れたり病気の感染源となる可能性があることから獣医師にとっても負担が大きいようです。事前に活動に協力してもらえ動物病院を探しておくことが必要です。

手術後は、耳ピアス、入れ墨、耳カットなどの方法で、手術済のねこと未実施のねこを見分けられるようにしておきましょう。また、手術のために捕獲したねこは必ず捕獲した場所に戻します。

(7)ねこの管理等

世話をしているねこについては、首輪や名札などの目印を付けて個体識別を行い、写真で特徴を把握し地図に個体数を記録します。健康状態の把握により異常を見つけた場合には、代表者に報告するとともに必要に応じて獣医師にも相談します。

(8)ねこの譲渡

人に馴れていて性格が温かなねこは、新しい飼い主への譲渡をすすめます。譲渡を目的とする場合には、できるだけ捕獲器を使わずに保護します。新しい飼い主には、終生飼養と適正飼養のための情報提供を行い、室内飼養するようすすめます。

譲渡を行う際には、トラブルを防ぐために、事前に飼い主がいないねこであることを必ず確認しておいてください。